

備南水道企業団入札契約制度改正

平成30年 3月30日

備南水道企業団の入札契約制度について次のとおり改正します。

1 現場代理人の常駐義務の緩和について

(1) 改正内容

工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されていると認められる場合、一定の条件（別紙1参照）を満たせば、3件まで兼任可能とします。

(2) 施行年月日

平成30年4月1日以後公告（指名通知）分から

工事現場における現場代理人の運用について

備南水道企業団が発注する建設工事の工事現場における現場代理人について、下記により運用するものとする。

現場代理の兼任について

1 次のいずれかに該当する場合には、現場代理人の兼任を認めます。

(1) 次の全ての要件を満たす場合

ア 兼任することとなる工事（当企業団が発注する工事に限る。）の件数が3件以内であること。

イ 兼任することとなる各々の工事の当初請負金額が1,000万円未満であること。

ウ 現場代理人と技術者等（主任技術者、監理技術者、配水管技能者等）を兼務していないこと。

エ 特記仕様書に「現場代理人の兼任を認めない」旨の記載がないこと。

オ 監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

カ 兼任する工事現場のいずれかに必ず常駐できること。

キ 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営及び取締りに支障を生じさせないこと。

(2) 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で、当企業団が認める工事（諸経費調整対象工事）である場合

兼任できる工事件数及び当初請負金額に制限を設けません。

2 国、県又は市町村が発注する工事等との関係

国、県又は市町村が発注する工事の現場代理人が新たに当企業団発注工事の現場代理人と兼任はできません。また、当企業団発注工事の現場代理人が新たに国、県又は市町村が発注する工事の現場代理人と兼任はできません。

3 常駐緩和（兼任）要件を満たさなくなった場合等の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、兼任を認めないため、受注者は速やかにいずれか一

方の工事に別の現場代理人を選任し、当企業団に届け出なければなりません。

- (1) 1の(1)の要件を満たさなくなった場合
- (2) 安全管理不徹底、現場体制不備等により事故が発生した場合

【参考】

(平成23年4月1日付け通知「現場代理人及び主任(監理)技術者の工事現場への常駐(専任)義務の緩和について(通知)」)

常駐義務の緩和措置について

次のいずれかに該当する場合、監督員との協議により現場代理人の常駐義務を緩和できる場合があります。この場合、専任(常駐)を要しない他の工事へ主任技術者等(主任技術者、監理技術者、配水管技能者等)として配置することができますが、新たに配置される他の工事の履行期間(検査合格までに見込まれる期間等を含む。)が常駐(専任)を要しない期間の範囲内であることが条件となります。

- (1) 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されていない場合
- (2) 備南水道企業団工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により工事の全部の施工を一時中止している場合
- (3) ポンプ等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている場合
- (4) その他、工事現場において作業等が行われていない場合